



「家庭教育を実践する日」

# News Letter

令和6年11月号

- ご家庭で簡単に実践できる取組を毎月紹介しています。

## 日頃からの 話す・聞くが大切

### 言葉に触れる機会を増やそう

店に行かなくてもネットで物が買える、セルフレジで何も言わなくても物が買える便利な世の中になる一方で、子どもが言葉に触れる機会が少なくなってきました。また、スマホやゲームの時間が多くなり、自然の中での五感を通じた体験が乏しくなりがちです。

子どもが自分の気持ちを言葉で伝えることや、子どもの話を聞く機会を日常生活の中で増やしましょう。

例えば、一緒に買い物に行き、「AとB、どっちがいいと思う？」から、言葉のキャッチボールを始めませんか。

### 気持ちを言葉にして伝えよう

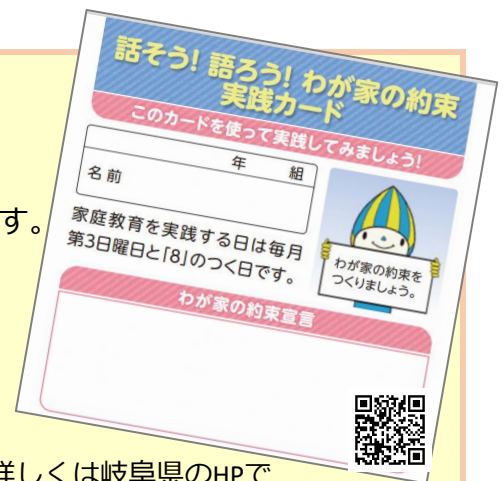
- 親子で一緒に過ごしているとき、親から気持ちを言葉にして伝えよう。
- 親**「葉っぱにも赤や黄色といろいろな色があつてきれいだね。私は、葉っぱを使って飾りを作ったよ。」
- 子どもの気持ちを言葉にして返そう。子どもが気持ちと言葉を結び付けることができ、言葉が豊かになります。
- 親**「どういふことか教えて。～という気持ちだったんだね。」
- 親の思いを子どもに説明しよう。
- 親**「わが家の約束として、食事中はスマホを使わないよ。家族で一緒に過ごせる時を大事にしたいからだよ。」

### 「話そう！語ろう！わが家の約束」運動

「家庭教育を実践する日」の具体的な取組として「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。取組を通して、家庭の大切さや家族のあり方について見つめ直してみませんか？

#### ●運動の取組方法

- 1 家族で話し合つて「わが家の約束」をつくる
- 2 取組実践カードに記録
- 3 実践中や実践後に家族に互いの思いを伝えあう
- 4 次の約束を話し合う



詳しくは岐阜県のHPで

岐阜県 家庭教育

検索

#### ●家庭教育を実践する日とは？

「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせた日です。11月は8日、17日、18日、28日です。

- 家庭教育に関するご相談は  
岐阜県 県民生活課 生涯学習係

TEL 058-272-8752

このNewsLetterは  
岐阜県HPにも掲載しています。



<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/421914.pdf>